

# 茨城県地域防災計画改定(令和元年11月)の概要

## (地震災害対策計画編・津波災害対策計画編・風水害等対策計画編)

### I 改定の背景

#### 1 防災基本計画の改定(平成30年6月及び令和元年5月)

平成30年7月豪雨の教訓を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に係る改定 など

#### 2 県の最新の取組を計画に位置付け

県が策定した「避難勧告等の発令に係る基本的考え方」や「茨城県風水害対策検討懇話会報告」を踏まえた風水害対策に係る改定、県地震被害想定の見直しを踏まえた震災対策に係る改定及び県が作成した「災害時における人的被害情報の公表方針」を踏まえた改定

### II 主な改定項目

#### 1 水害・土砂災害からの避難対策の推進

##### ① 避難勧告等の発令基準の設定等

- 県の避難勧告等の発令に係る基本的考え方、5段階の警戒レベルを計画に位置付け  
(市町村の発令基準の明確化、早期の発令、住民の早期行動の促進)
- 市町村の中小河川に係る具体的な避難勧告等の発令基準の策定促進

##### ② 避難行動等についての県民の理解促進等

- 「自らの命は自らが守る」という意識の普及啓発や地域の災害リスク、適切な避難行動等の周知  
(マイ・タイムライン等の普及啓発、気象庁ワークショップの実施等)

##### ③ 災害情報の確実な伝達

- 多様な情報伝達手段を用いた災害情報の提供  
(Twitter, LINE, Yahoo!防災速報アプリ など)

##### ④ その他

- 農業用ため池に係る緊急連絡体制の整備、ハザードマップの作成・周知など安全対策を推進

#### 2 大規模災害への備えの強化

##### ① 地震被害想定の7つの想定地震の位置付け

- 「本県に被害をもたらす可能性のある地震」として設定

##### ② 公的備蓄の見直し

- 国のプッシュ型支援の考え方や緊急輸送道路の復旧見込み等を踏まえた公的備蓄目標量の見直し(2日分→3日分)
- 備蓄品目の多様なニーズへの対応  
(粉・液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、トイレtpーパーの追加)

#### 3 その他(防災体制の強化)

##### ① 行方不明者・安否不明者の氏名・市町村名の公表

- 生命の保護のため緊急かつやむを得ないときは、当該行方不明者・安否不明者の氏名・市町村名を公表

##### ② 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣

- 医師、保健師、管理栄養士等により構成される災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の被災地への応援派遣

##### ③ 防災ボランティア団体との連携等

- 中間支援組織を含めた連携体制の構築、行政・NPO・ボランティア等の連携による情報共有会議の整備・強化

##### ④ 河川流域関係者間の密接な連携

- 減災対策協議会等を活用し、国、県、市町村、防災関係機関等の多様な関係者間の連携強化

# 茨城県地域防災計画改定（令和元年11月）の概要

（地震災害対策計画編・津波災害対策計画編・風水害等対策計画編）

## I 改定の背景

### 1 防災基本計画の改定（平成30年6月及び令和元年5月）

- (1) 平成30年7月豪雨の教訓を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に係る改定
- (2) その他最近の災害対応の教訓や関係法令の改正を踏まえた改定

### 2 県の最新の取組を踏まえた改定

- (1) 県が策定した「避難勧告等の発令に係る基本的考え方」や「茨城県風水害対策検討懇話会報告」を踏まえた風水害対策に係る改定
- (2) 県地震被害想定の見直しを踏まえた震災対策に係る改定
- (3) 県が作成した「災害時における人的被害情報の公表方針」を踏まえた改定

## II 主な改定項目

**A**：防災基本計画の改定を踏まえた改定

**B**：県の最新の取組を踏まえた改定

### 1 水害・土砂災害からの避難対策の推進

#### ① 避難勧告等の発令基準の設定等

- 市町村は、避難勧告等の発令に当たっては、5段階の警戒レベルを明記するほか、発令基準の明確化（空振りを恐れない躊躇なき発令）、早期の発令（避難時間等の確保を考慮した発令）及び住民の早期行動の促進（住民の適切な行動を促す避難情報の提供）を基本とする。

**A** **B**（避難勧告等の発令に係る基本的考え方）

- 市町村は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川についても、具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。

**A** **B**（避難勧告等の発令に係る基本的考え方）

#### ② 避難行動等についての県民の理解促進等

- 「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての県民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、県民主体の取組を支援・強化する。

**A**

### ③ 災害情報の確実な伝達

- ・ 災害情報を住民に提供するため各種情報伝達手段について、Twitter や LINE, Yahoo!防災速報などの民間アプリを活用するとともに、あらゆる機会を利用して平時より周知する。 B (県風水害対策検討懇話会報告)
- ・ 災害時に使用する各種情報伝達手段を用いた訓練を平時より実施する。 B (県風水害対策検討懇話会報告)
- ・ 災害情報を住民に伝達する際は、一人ひとりに確実に事態の危機感が伝わるよう、わかりやすい情報提供、状況に応じた切迫感のある情報の発信に留意する。 B (県風水害対策検討懇話会報告)

### ④ 農業用ため池の安全対策の推進

- ・ 県及び市町村は、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知を図る。 A

## 2 大規模災害への備えの強化

### ① 地震被害想定との7つの想定地震の位置付け

- ・ 「茨城県地震被害想定」を約20年ぶりに見直し(平成30年12月)したことに伴い、「本県に被害をもたらす可能性のある地震」として7地震を設定。 B (県地震被害想定の見直し)
- ・ 県民に対して「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。 B (県地震被害想定の見直し)

### ② 公的備蓄の見直し

- ・ 新たな茨城県地震被害想定を踏まえ、県と市町村が協力して備蓄に努める目標量を2日分から3日分へ見直しする。 B (県地震被害想定の見直し)
- ・ 県が備蓄する品目として、粉・液体ミルク、乳児・幼児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、トイレットペーパーを追加する。

B (県地震被害想定の見直し・県風水害対策検討懇話会報告)

### 3 その他（防災体制の強化）

---

#### ① 災害時における人的被害情報の公表方針

- ・ 県は、行方不明者・安否不明者（災害が原因で所在不明となった者）の救出・救助活動を迅速に行うため、所在情報を入手する必要がある、生命の保護のため緊急かつやむを得ないときは、当該行方不明者・安否不明者の氏名・市町村名を公表する。

B（災害時における人的被害情報の公表方針）

#### ② 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣

- ・ 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、医師、保健師、管理栄養士等から編成される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行う。

A

#### ③ 防災ボランティア団体との連携等

- ・ 県及び市町村は、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。
- ・ 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進する。

A

A

#### ④ 河川流域関係者間の密接な連携

- ・ 洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的・一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「茨城県管理河川減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者等の多様な関係者間が密接に連携する。

A  B（その他）